

事後評価シート

調査研究課題名	欧州における地域公共交通施策及び財務・運営に関する調査研究 ～英独仏におけるサービス確保・改善、財務・運営、及び新たなモビリティ活用～
担 当 者	主任研究官 竹内龍介、主任研究官 南聡一郎、主任研究官 伊藤夏樹、 研究官 福田昌代、前主任研究官 梶原ちえみ
① 当初目標と目標達成度	本調査研究では、日本の今後の公共交通計画の策定及び財務・経営を含む施策の実施に資することを目的に、公共交通を軸とした交通施策や制度又それに伴う道路空間活用について英仏独の3か国を対象に、公共交通の計画、運営また運行を、中央政府と地方政府、また官民間の役割分担等の観点から文献調査を行うとともに、上記3か国の公共交通の運営や運行実態並びに関連施策を把握するため、各都市の行政組織等を対象にインタビュー調査を行った。 公共交通確保の方策として、欧州全体では欧州規則により非商業路線確保のため地方自治体の交通当局が提供義務を設定し、入札で選定された運営事業者へ排他的権利や費用補助を与える契約により委託する仕組みが整備されている（Public Service Obligation）。また、契約形態は、収入リスクを地方自治体が請け負う場合と交通事業者が請け負う場合の2種類がある。 英仏独3か国では、地域交通計画が法的に位置づけられ、それにより地方自治体の交通計画・運営の組織は、地方自治体内部もしくは独立した機関が進めている点は共通している。一方、公共交通の市場は各国で異なり、英国は1985年以降の規制緩和もあり商業路線が中心だが、フランスは大手企業のシェアが大きく寡占状況にある。また、公共交通の財源は国や地方自治体から地域公共交通に関する補助施策が一定程度整備され、特に高齢者や若年層への割引の財源は各国ともに確保されている。 新しいモビリティに関する施策動向では、英国では新しいモビリティの社会実装、フランスではMaaS等の新しいモビリティソリューション、ドイツではカーシェアリングといったシェアリングモビリティ、MaaSや、モビリティハブの施策が進められている。 本調査研究により、最新の法制度改正を含めて、欧州主要国における地域交通施策、財務運営の実態及び課題を把握できた。したがって、当初の目標を達成できたものとする。
② 調査研究内容の妥当性	本調査研究は、欧州委員会、英仏独の政府機関及び各都市に関する公開情報を中心に文献調査を行うとともに、先進的な都市・地域の地方公共団体等へのヒアリング調査を実施し、都市及び地域における交通施策の実施上の課題並びに解決策を検討した。 当該分野における都市・地域並びに国を横断的に実施した調査研究は少なく、また最新の法制度改正をフォローしていることから、本調査研究の成果は国や地方自治体における、地域公共交通やモビリティ確保に関する施策の検討に有効な情報を提供し得るものである。
③ 調査研究の仕組みの妥当性	調査研究を進める過程で国内外のモビリティや地域公共交通の知見を有する有識者に、随時ヒアリングを実施し、様々な角度からご意見をいただいた。
④ 成果と活用	研究成果を記した報告書を、当研究所のホームページで広く公表することを予定している。
⑤ その他	当研究所が主催する研究発表会において、成果の一部について報告を行った。